

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 民生委員法施行細則の一部改正
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程等の一部改正
- ◇教委訓令 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部改正
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 甲種火薬類取扱保安責任者等の資格試験の実施

規則

様式第一号を次のように改める。

様式第一号

民生委員候補者推薦書

民生委員法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十九号

民生委員法施行細則の一部を改正する規則

一 民生委員法施行細則(昭和二十九年八月鳥取県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当つては、民生委員候補者推薦書(様式第一号)に、民生委員候補者推薦調書(様式第二号)を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、町村にあつては所轄福祉事務所長を経由しなければならない。

鳥取県知事 氏 名 殿

郡 市 町 村 民生委員推薦会

委員 長 氏

名 園

民生委員法第六条の規定により、民生委員候補者として別紙の者を決定したので推薦します。

別 紙

枚 中 枚

民生委員候補者名簿

市 町 村 名

定 数 名 名
推薦候補者数

当 地 域 名	氏 名	住 所	元 別 居	生 年 月 日	満 年 令	性 別	職 業	民生委員 在職年数	最 終 学 歴	備 考

記載上の注意 数字はすべて算用数字を用いること。

様式第2号

民生委員候補者推薦調書

(1) (ふりがた) 氏 名		男 女 才		電話 (呼出)		番 番	
(2) 本 籍		(3) 現住所		(4) 市町村議会議 員の選挙権		(5) 最 終 学 歴	
(6) 健康の状況		(7) 職 業		(8) 勤務先		(9) 現在関係する公職	
(10) 地域名		(11) 地域のほ おく程度		(12) 世帯主との続柄		(13) 担当を予想される地域	
(14) 地域住民の情 望		(15) 世帯の状況		(16) 世帯主との続柄		(17) 世帯主との続柄	
(18) 健康の状況		(19) 健康の状況		(20) 健康の状況		(21) 健康の状況	
(22) 当該地域での 生活程度		(23) 当該地域での 生活程度		(24) 当該地域での 生活程度		(25) 当該地域での 生活程度	
(26) 人物及び性格		(27) 人物及び性格		(28) 人物及び性格		(29) 人物及び性格	

(第3種郵便物認可)

(B) 現職再推薦者の状況並びに活動実績 (イ) 民生委員在職年数(方面委員を含む) (ロ) 社会福祉関係法令に対する理解の程度 (ハ) 活動状況 (ニ) 地域組織活動への参加と実績 (ホ) 社会調査の実施と世帯調査、児童票の整備状況 (ヘ) 福祉事務所等関係機関への協力程度 (ト) 児童委員としての活動実績 (チ) 推薦会の総合意見及び候補者として推薦されるに至った最も重要な要素又は選挙上特に関連した事項 ※ 別整理番号	1 至 2 年 3 月 4 年 5 月間	1 理解している 2 大体理解している 3 ほとんど理解している 4 ほとんど理解していない 5 ほとんど理解していない	1 積極的 2 普通 3 ほとんどない 4 普通 5 ほとんどない	1 積極的 2 普通 3 ほとんどない 4 普通 5 ほとんどない	(イ) 民生委員協議会の出席状況(50%未満の場合は説明附記のこと) (ロ) 現在指導を行なっている対象	年間開催回数 出席回数 出席回数 出席回数	被保護世帯 要保護世帯 計 世帯
	(イ) 氏名 (ロ) 年齢 (ハ) 職業 (ニ) 任期 (ホ) 民生委員 (ヘ) 民生委員 (ト) 民生委員 (チ) 民生委員	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	男 女 満 才				

- 記載上の注意
- 1 数字の記入はすべて算用数字を用いること。
 - 2 各項目が求めている事項中、番号を付して表示してあるものはその番号を○でかきおこと。
 - 3 17職業欄中()内は本人が無職の場合、世帯の職業を記入するものであること。
 - 4 以前任者欄は一次改選時における現職再推薦者にあつては記入の要はないこと。
 - 5 ※別整理番号欄は記入しないこと。

(第3種郵便物認可)

教育委員会規則

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県教育委員会事務局組織規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年九月二十五日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田 大吉

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県教育委員会事務局組織規程等の一部を改正する規則

(鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第一条 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十一年四月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中義務教育課の項の第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、以下一号ずつ繰り上げる。
第三章を削る。

第四章を第三章とし、同章を次のように改める。

第三章 職員の定数

第十条 事務局各課に置かれる職員の定数は、別に定める。

第五章を第四章とし、同章中第十二条を第十一条とする。

(鳥取県教育委員会教育長専決事務規則の一部改正)

第二条 鳥取県教育委員会教育長専決事務規則(昭和三十三年十一月鳥取県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「及び給与事務所長」を削る。

第三条中「及び給与事務所長」を削る。

附 則

この規則は、昭和三十七年十月一日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

事務局 本庁

00179
(第3種郵便物認可)

00178
(第3種郵便物認可) 6

鳥取青年の家		教育研究所		科学博物館		図書館		本 務 庁 局		所 属 機 関
右主	右主	右主	右主	右主	右主	右主	右主	右主	右主	課主
以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	被
外	外	外	外	外	外	外	外	外	外	評
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	定
職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	者
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	
任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	
主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	評
所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	定
管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	者
課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	
任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	
所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	調
教	教	教	教	教	教	教	教	教	教	整
育	育	育	育	育	育	育	育	育	育	者
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	

別表第一

別表第一を次のように改める。

評 定 区 分 表

職	名	勤務評定書
課長、所長、館長、主査、課長補佐、所長補佐、館長補佐、経理室長、係長、主任、分室主任、白兔荘管理者、分館長	別表第二の1 (監督的職員)	
指導主査、社会教育主査、指導主事、社会教育主事。ただし、係長又は分室主任である者を除く。	別表第二の2 (被監督的職員、指導主)	
主事、技師、医師、研究員、学芸員、司書、自動車整備士	別表第二の3 (被監督的上級職員)	
主事補、技師補、研究員補、学芸員補、司書補、運転手、用務員、臨時職員	別表第二の4 (被監督的下級職員)	

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程(昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号)の一部を次の
第八条第二項の表を次のように改める。

学校以外の教育機関

ように改正し、昭和三十七年十月一日から施行する。

昭和三十七年九月二十五日
鳥取県教育委員会委員長職務代行 小田 大吉

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四条の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年九月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年十月四日 午後一時三十分から

鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 鳥取市湖山町一三四四

自動車運転者 佐藤 貞

(2) 鳥取市桂見五八六

自動車運転者 森本 武司

(3) 岩美郡津の井村字香取二六四

自動車運転者 福田 和好

(4) 鳥取市篠坂七〇

自動車運転者 三谷 謙蔵

(5) 鳥取市馬場一九三

自動車運転者 山本 政市

二 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年十月二十五日 午後一時から

米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 西伯郡伯仙町泉五一七

自動車運転者 仲田 春雄

(2) 西伯郡伯仙町大字日下一四四

自動車運転者 谷村 勇次郎

(3) 境港市小篠津町六五五

自動車運転者 遠藤 誠司

(4) 西伯郡岸本町上細見五一九の一

自動車運転者 国本 英孝

鳥取県公安委員会告示第二十五号

風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第百二十五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十七年九月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 関係者の本籍、住所及び氏名

本籍 気高郡青谷町大字早牛二八五

住所 鳥取市西町一丁目四五二

原 田 恵 子

二 聴聞の期日

昭和三十七年十月四日 午後一時三十分から

三 聴聞の場所

鳥取市吉方 鳥取警察署会議室

公 告

火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第三十一条の規定に基づき、甲種火薬類取扱保安責任者及び

乙種火薬類取扱保安責任者の資格試験を次のとおり行なう。

昭和三十七年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 種別及び試験方法

種 別 試 験 方 法

甲種火薬類取扱保安責任者

1 筆記試験
火薬類取扱法令
一般火薬学

2 面接による人物試験

二 試験の日時及び場所

1 日時 昭和三十七年十月十四日(日曜日)

九時から十七時まで

2 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁講堂

米子市久米町 西部労働会館会議室

三 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。

1 受験願書 火薬類取締法施行規則別表第十五の様

<p>式による。</p> <p>2 履歴書 火薬類取締法施行規則別表第十六の様式による。</p>	<p>3 写真 手札型で出願前六月以内に撮影した上半身正面を撮影したものとし、裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。</p>	<p>4 戸籍抄本</p> <p>受験手数料</p> <p>七百円の鳥取県収入証紙を受験願書の上にはりつけ消印しないこと。</p>	<p>五 受験願書提出期限</p> <p>昭和三十七年九月三十日</p> <p>六 受験票</p> <p>受験票は、願書を受け付けた場合に交付する。</p>
--	--	---	--

昭和四年四月五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
定価 一月毎二五〇円(送料共)